

高濃度エタノール製造のためいま必要なこと

2020/4/15 若鶴酒造 稲垣貴彦

現在、新型コロナウイルスの急速な拡大から医療機関等においても消毒用エタノールが不足しており緊急事態となっております。そのような状況の中で令和2年4月10日付けで厚生労働省医政局より「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」の改定の事務連絡があり、酒類製造業者においても高濃度エタノール製品を消毒用エタノールの代替品として製造可能になりました。

これを受けて酒類製造業者においても高濃度エタノール製品の生産を検討していますが各種規制によりさまざまハードルがあり、実行が困難な状態にあります。現状、製造をおこなっている数少ない酒造に全国から問い合わせが殺到しており、電話回線がパンクするなど業務に障害がでており、現場は疲弊する一方です。このままの状況が続くと製造も供給もままなりません。

日本全体へのエタノールの安定した供給のためには全国の酒造の協力や関係各所の連携が欠かせません。この問題は民間と行政だけではなく各分野にまたがる問題でありワンチームでの取り組みこそが日本を救うと信じています。

以下は私見&長文ですが解決しなければならない課題です。

①

飲用アルコールには酒税がかかっています。その金額はアルコール1Lあたり1度につき10円であり、高濃度であればあるほど高額な酒税がかかります。(たとえば77度で500MLで385円の酒税)特に飲用目的ではない医療機関向けのものについては酒税がかからないようにできないでしょうか。

また、酒類を製造するためには該当する酒類製造免許(原料用アルコール、スピリッツ、リキュール等)が必要です。今回について一時的に高濃度アルコール製造に限定した製造免許を迅速に酒造に認可することで製造可能な酒造を増やせないでしょうか。

②

消防法において危険物となるのは重量アルコールで60%以上のものとなります。すなわち容量アルコールでは67%であり、厚労省の消毒用エタノールの要件であるアルコール度数の範囲70%から83%では危険物に該当してしまいます。そうすると防爆仕様のポンプや耐火設備が必要で通常のボトリングラインでは製造が不可能となります。

高濃度アルコール製造のためだけに防爆仕様とすることは費用的にも時間的にも非現実的です。現状は一日あたり危険物に該当しない指定数量400Lの五分の一未満の79Lの製造しかできない状態です。一日の製造量と効率性をあげるためにも消毒用エタノールの製

造に限り危険物の指定数量の一時的な緩和を要望します。

③

令和2年4月10日までは高濃度エタノール製品は効果、効能を表記することができず、あくまで飲用としての販売しかできませんでした。4月10日の案内から消毒用に代替可能ということになりました。しかしながら消毒用エタノールの要件であるアルコール度数の範囲である70%から83%というのは上記のように課題が非常におおい度数です。消防法の危険物にならない上限である66%を効果検証をおねがいします。またアルコール供給の限られているなかで手指消毒以外の消毒についてはアルコールを使用せず、次亜塩素水など十分にあり代用可能なものの使用と周知をお願いします。

④

アルコールの全国的な不足から規模の小さい酒蔵に問い合わせが殺到し業務がパンクしています。個人の消費者については電話での問い合わせを控えていただき、国や地方自治体で一括して買い上げるなど医療機関優先で供給をできるような体制づくりをお願いしたいです。

⑤

現在、重量アルコール60%を超える度数の消毒液を配送できる配送業者は限られています。製品ができてそれを必要とするひとの手元にとどかなければ意味がありません。高濃度アルコールの輸送については各社の規則が様々にありますが人の命を守ることを優先し消毒用のアルコールに限り、一時的に配送を可能にさせていただけることを希望します。

⑥

消毒用アルコールの転売を罰則付きで禁止してほしいです。本当に必要としているかたの手元に届かなくなるうえに、行列の発生によるトラブル発生や渋滞による地域の迷惑となり、誘導員や警備員を配置しなければならなくなるなど無駄なコストの発生につながります。

以上となります。